

午後 2時00分 開会

(山本補佐) 定刻となりました。本日は、お忙しい中、御出席いただきましてありがとうございます。私は、司会進行を務めさせていただきます福岡県都市計画課課長補佐の山本と申します。

開会前に事務局から御案内いたします。現在、県庁では、省エネルギーのための軽装、いわゆるクールビズを実施しております。委員の皆様におかれましても、御理解・御協力いただきますようお願い申し上げます。

現在、21名の委員の皆様が御出席でございまして、当審議会は定足数に達しておりますことを御報告いたします。

続きまして、本日の資料について確認をさせていただきます。本日の資料は全部で8点でございます。まず、本日の「第226回福岡県都市計画審議会次第」でございます。以下、次第に配付資料一覧として掲げてございますが、順に申し上げます。

1点目は、「第226回福岡県都市計画審議会 議案」と書かれたA4判のものでございます。

2点目は、付議案件に係る資料としまして、「第226回福岡県都市計画審議会 委員用図面」でございます。A3判でございます。

3点目は、「都市計画案に係る意見書の要旨」でございます。

4点目は、「第226回福岡県都市計画審議会 公聴会開催記録書」でございます。A3判の横長の書類でございます。

それから、当審議会の参考資料としまして、当審議会の委員名簿、福岡県都市計画審議会の条例及び本日の配席図の3点でございます。配席図につきましては、入口でお配りしております。

以上、次第を含めまして全部で8点でございます。どうぞ御確認ください。配付漏れはございませんでしょうか。

なお、ここで注意事項を申し上げます。先ほど、配付資料の4点目に御紹介いたしました公聴会開催記録書には個人情報が含まれております。委員の皆様におかれましても取扱いに御注意いただきまして、本審議会終了後、御不要の場合は机の上に残していただければ、事務局で片付けさせていただきます。

会議の議長につきましては、福岡県都市計画審議会条例第4条第2項の規定によりまして、会長が行うことになっております。

では、武居会長、よろしく申し上げます。

(武居会長) 皆さん、こんにちは。

それでは、定足数に達しておりますので、第226回福岡県都市計画審議会を開催したいと存じます。

議事に入ります前に、前回の審議会以降、委員12名に交代がありましたので、御紹介をいたします。

関係行政機関の職員である2号委員として、福岡財務支局長、上羅豪様。どうぞよろしくお願いいいたします。九州地方整備局長、鈴木弘之様。どうぞよろしくお願いいいたします。

市町村の長の代表である3号委員として、福岡県町村会会長の永原譲二様。

県議会の議員である4号委員として、福岡県議会議員の松本國寛様。どうぞよろしくお願いいいたします。同じく松尾統章様。よろしくお願いいいたします。同じく平井一三様。よろしくお願いいいたします。同じく津田公治様。よろしくお願いいいたします。同じく中村誠治様。同じく仁戸田元氣様。同じく大塚勝利様。よろしくお願いいいたします。

市町村議会の議長の代表である5号委員として、福岡県市議会議長会会長の戸町武弘様、福岡県町村議会議長会会長の上野彰様に御就任いただきました。よろしくお願いいいたします。

永原譲二様及び戸町武弘様におかれましては、御欠席との連絡を頂いております。

なお、委員の皆様のお席につきましては、慣例に従い、正面に向かって右側より番号順に並んでおりますので、申し訳ありませんけれども、どうぞよろしく御了解くださいますようお願いいたします。

なお、発言される委員の方におかれましては、速記の都合もございまして、挙手をされてマイクが来た後にマイクを御利用の上、御自分の番号を述べてから発言くださいますようお願いいたします。

本審議会は、平成13年8月開催の第171回から公開をしております。傍聴者におかれましては、会場内にも掲示しております福岡県都市計画審議会公開規程第8条を遵守の上、発言を慎む等、静穏に傍聴していただきますよう御協力をお願いいたします。また、これから先につきましては、カメラ撮影等を一切お断りしております。これが守られない場合には即刻御退出いただきますので、御協力をよろしくお願いいいたします。

では、審議に入らせていただきます。

さて、本日御審議をいただきます議案は、次第に掲載の3議案です。

まず、第3764号議案「福岡都市計画道路の変更（福岡県決定）について」でございます。

では、幹事であります県都市計画課長から説明をお願いいたします。よろしくお願ひします。

(赤星幹事) 議案の説明につきましては、お手元の議案集及び図面、前面のスクリーンで御説明させていただきます。

それでは、第3764号議案について御説明させていただきます。この議案は、福岡都市計画道路の変更についてでございます。福岡県決定に係るものでございます。お手元の議案集、1ページから4ページとなっております。委員用図面3764-1から3764-3ページにかけて、総括図、計画図及び新旧対照図を掲載しております。

それでは、スクリーンを御覧ください。

春日市は福岡県の西部に位置しており、人口が約11万人の都市であります。福岡都市圏には、東部に福岡空港があり、また、鉄道としまして、九州新幹線、JR鹿児島本線及び西鉄天神大牟田線が縦走しております。主要幹線道路としましては、東側に九州自動車道が縦走しており、太宰府インターチェンジで福岡都市高速が接続し、国道3号、国道202号及び国道385号が県内を縦走しております。

今回、変更を行いますのは、3・3・21号長浜太宰府線でございます。本路線は、福岡市中央区長浜三丁目を起点とし、大野城市大字牛頸を終点とする延長約1万4,480メートル、代表幅員22メートルの幹線街路でございます。今回、福岡外環状道路である3・1・6号井尻姪浜線から3・3・25号那珂川宇美線まで間、約1.9キロメートルの区間において、交通解析等の結果を踏まえ、主要幹線道路との交差点4か所において、右左折車線の追加などによる交差点形状の変更を行うものでございます。また、平成10年の都市計画法の政令及び省令の改正において、都市計画を定める事項として車線の数が追加されたことから、車線数を4車線に定めるとともに、終点位置の名称を住居表示に変更するものでございます。

まず、北側、3・1・6号井尻姪浜線との交差点から、変更内容について御説明いたします。今回、都市計画道路3・1・6号井尻姪浜線に接続するまでの約110メートルの区間について、交通解析等の結果を踏まえ、左折車線の追加及び右折車線の滞留長を25メートルから85メートルに変更するものでございます。

続きまして、県道大野城二丈線との交差点について、変更内容を御説明いたします。今回、本交差点に右折車線を設置するため、延長約210メートルの区間において、幅員を22

メートルから25メートルに拡幅するものでございます。

次に、都市計画道路3・4・57号屋形原須玖線との交差点について、変更内容を御説明いたします。今回、本交差点の福岡市側に右折車線を設置するため、延長約220メートルの区間において、幅員を22メートルから25メートルに拡幅するものでございます。

最後に、都市計画道路3・3・25号那珂川宇美線との交差点について、変更内容を御説明いたします。本交差点においては、右折車線の滞留長を30メートルから70メートルに変更するため、約150メートルの区間について、幅員を22メートルから25メートルに拡幅するものでございます。また、横断歩行者のたまりスペース及び十分な視距を確保するため、交差点の隅切りを追加するものでございます。

最後に、手続について御説明いたします。平成27年3月20日から4月3日までの2週間、原案の閲覧を行った結果、閲覧者は22名で、公述申出がなかったため、公聴会は開催しておりません。次に、平成27年6月2日から16日までの2週間、案の縦覧を行いまして、縦覧者は14名でしたが、意見の提出はございませんでした。次に、関係市町である春日市及び大野城市へ意見聴取を行い、意見なしの回答を頂いております。

本日、委員の皆様にご審議をいただき、承認を頂きましたら、変更の告示を行う予定でございます。御審議のほど、よろしく願いいたします。

(武居会長) ありがとうございます。ただ今の説明につきまして、何か御質問や御異議はございませんでしょうか。よろしいですか。

〔「なし」という声あり〕

(武居会長) 御異議がないようでしたら、全会一致で御承認を頂いたこととしてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

(武居会長) ありがとうございます。それでは、そのように決めます。

続きまして、第3765号議案「小郡都市計画道路の変更（福岡県決定）について」でございます。

幹事であります県都市計画課長から、お願いいたします。

(赤星幹事) それでは、3765号議案について御説明をさせていただきます。この議案は、小郡都市計画道路の変更についてございまして、福岡県決定に係るものでございます。お手元の議案集は5ページから8ページまでとなっております。委員用図面の3765-1から3765-5ページにかけて、総括図、計画図及び新旧対照図を掲載しております。

では、スクリーンを御覧ください。

小郡市は、福岡県のほぼ中央部に位置しており、人口が約6万人の都市であります。市の中央部には、南北に西鉄天神大牟田線が縦走しており、東西には甘木鉄道が走っております。主要幹線道路としましては、原田駅東福童線が南北に縦走しており、大分自動車道及び国道500号が東西に横断し、市の西部には九州自動車道が縦走しております。

今回、変更を行いますのは、3・4・4号筑紫寺福童線と3・5・13号久留米小郡線でございます。3・4・4号筑紫寺福童線につきましては、一部区間の廃止及び名称変更、3・5・13号久留米小郡線につきましては、付随する駅前広場の変更でございます。

それではまず、3・4・4号筑紫寺福童線について御説明させていただきます。本路線は、小郡市津古字牟田を起点とし、小郡市寺福童字道東を終点とする延長約6,990メートル、2車線、代表幅員18メートルの幹線街路でございます。

本路線につきましては、都市計画決定以降、40年以上を経過しました現在、近年の人口減少などの社会情勢の変化によって、今後の将来交通需要の増加が見込まれなくなっており、3・4・12号甘木鳥栖線から終点側の交通機能につきましては、3・5・1号三沢西福童線、県道久留米小郡線及び3・4・5号原田駅東福童線等の周辺道路網により代替が可能であると考えられることから、終点部の延長約630メートルを今回廃止し、終点位置の変更を行うとともに、名称を3・4・4号筑紫祇園線に改めるものです。

続きまして、3・5・13号久留米小郡線についてでございます。本路線は、小郡市津古字前田を起点とし、小郡市三沢字北中尾を終点とする延長約1,970メートル、2車線、代表幅員12メートルの幹線街路でございます。

今回の変更は、この路線に付随しております西鉄三国が丘駅前広場の変更と終点の名称変更でございます。西鉄三国が丘駅前広場につきましては、昭和56年に、3・5・13号久留米小郡線に付随する駅前広場として当初計画決定しておりましたが、その後の社会情勢及び周辺の土地利用状況の変化により、今後の将来交通需要の増加が見込まれなくなったことや三国が丘駅西地区開発などの土地利用を踏まえた上で計画の再検討を行った結果、今回、当初決定面積約4,300平方メートルから約2,500平方メートルに変更を行い、あわせて終点位置の名称を住居表示に変更するものでございます。

こちらが駅前広場の計画図です。西鉄三国が丘駅西口の将来乗降者数を推計し、利用端末手段ごとの需要を算出して、駅前広場に導入する施設数及び規模を計画しております。

以上が、筑紫祇園線及び久留米小郡線の概要でございます。

次に、手続について御説明いたします。平成27年3月20日から4月3日までの2週間、原案の閲覧を行った結果、閲覧者は7名で、公述申出があったため、4月13日に公聴会を開催しております。お手元に配付しております公聴会開催記録書を御覧ください。A3で左上に第3765号議案と書いたものでございます。

公聴会を開催しましたところ、1名の方から、「筑紫寺福童線の一部区間廃止については、自宅から実家に帰る際に現在通行している道路がなくなるのは困る。」「久留米小郡線については、既に道路が完成しているのではないか。」といった御意見を頂いております。両意見とも現在の道路に関する内容であり、今回の都市計画決定に関する公述内容ではないことから、都市計画の変更案は原案のとおりとさせていただきます。

続いて、6月2日から16日にかけて法定縦覧を行い、縦覧者は4名で、意見書が1件提出されております。内容につきましては、お手元に配付されている「意見書の要旨」、「意見に対する県の見解」又は前面のスクリーンを御覧ください。意見書の要旨はA4の横のものでございます。

意見の要旨としましては、3・4・4号筑紫寺福童線の一部廃止に関するものが4点ございます。1点目が、これまで権利制限を課され不利益を被った住民に対し、損害を補償すべきである、2点目が、将来交通需要の増加が見込まれなくとも、整備優先度を下位に位置付ければよく、廃止の必要はない、3点目が、小郡小学校は緊急避難場所に指定されているので、当該区間を廃止した場合は避難の際に支障が生じるおそれがある、4点目が、道路が整備されないと、現在空き地となっている箇所に建築ができないといったものでございます。

それでは、意見に対する県の方考え方を説明させていただきます。まず1点目ですが、本路線につきましては、近年の人口減少などによる社会情勢の変化を踏まえて計画的な見直しを行った結果、今回廃止するものですので、補償の対象とはならないと考えております。なお、過去の判例では、都市計画による権利制限により損失を受けたとしても、一般的に当然受忍すべき範囲を超えて特別の不利益を課しているということまではできず、補償を必要とするとは言えないとされているところです。

続きまして、2点目についてでございます。当該路線は、平成15年の小郡市都市計画道路整備プログラムにおいて長期整備路線に位置付けられており、その後、平成17年の福岡県都市計画道路検証方針に基づき、見直しの必要性が検証されております。長期にわたって未着手の都市計画道路については、地権者が生活設計を立てられない、土地を有効に活

用できないなど建築制限の長期化が問題になっており、今回のように将来交通需要の増加が見込まれず、周辺道路により交通機能が代替可能であると考えられる場合等は、廃止が適切と考えております。

続きまして、3点目についてでございます。緊急避難場所につきましては、市内に27か所が指定をされております。箇所の指定につきましては、現在の道路状況を踏まえて選定されていると小都市から聞いておりますので、今回の廃止に伴う特段の支障はないと考えています。

最後、4点目でございます。当該区間は、これまで既に長期にわたり未着手となっている区間であり、社会情勢の変化及び建築制限の長期化の問題を踏まえ、今回、廃止が適切と考えておりますので、御理解を頂きたいと考えております。なお、当該区間におきましては、現時点で建築が不可能な土地は存在しておりません。

以上が、意見の要旨と県の見解でございます。

次に、関係市町である小都市へ意見聴取を行い、意見なしとの回答を頂いております。

本日、委員の皆様にご審議をいただき、承認を頂けましたら、変更の告示を行う予定でございます。御審議のほど、よろしく願いいたします。

(武居会長) ありがとうございます。ただ今の説明につきまして、何か御質問や御異議はございませんでしょうか。

〔「なし」という声あり〕

(武居会長) 御異議がないようでしたら、全会一致で御承認を頂いたこととしてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

(武居会長) ありがとうございます。それでは、そのように決めます。

それでは最後に、第3766号議案「大野都市に設置する産業廃棄物処理施設の敷地の位置について」でございます。

幹事であります県建築指導課長から説明お願いいたします。よろしく申し上げます。

(讚井幹事) それでは、第3766号議案につきまして御説明させていただきます。お手元の議案書の9ページ及びスクリーン、また、委員用図面第3766号1ページから4ページを御覧ください。

本案件は、建築基準法第51条ただし書の規定に基づく廃棄物処理施設に係る許可に伴い、その敷地の位置について、本都市計画審議会にお諮りするものでございます。

議案書を1枚めくっていただき、10ページをお願いいたします。本計画の概要について御説明をいたします。

申請者は、有限会社タイヤチップセンター、代表取締役白井修でございます。敷地の位置は、大野城御笠川1丁目16番13外4筆で、敷地面積は3,941.27平米でございます。産業廃棄物処理施設の処理能力は、破砕機1で1日当たり17.8トン、破砕機2で9.6トンでございます。

申請理由でございますが、建築基準法第51条におきましては、都市計画区域内で卸売市場やごみ焼却場等、その他政令で定める処理施設の用途に供する建築物で、その敷地の位置が都市計画において決定していないものは、ただし書の規定に基づき、都市計画審議会の議を経て、特定行政庁が許可した場合は設置できることとなっております。

本案件は、現在、当該申請地で、タイヤショップ等で交換された使用済みのタイヤや自治体等からの要請で回収した不法投棄のタイヤを、チップタイヤやカットタイヤに処理する事業を行っておりまして、今回、その処理工程の追加、破砕機の改修を行うことにより、建築基準法で規制しております処理能力が1日5トンを超えることから、許可申請を行うものでございます。

それでは、施設の内容について詳しく御説明いたします。お手元の委員用図面3766-1を御覧ください。申請地の位置図でございます。方位は図面の上が北となっております。

申請地は、大野城市役所から北に約1キロメートルに位置し、用途地域は準工業地域に指定されております。搬入・搬出経路を青い線で示しております。東側の幅員18メートルの国道、北側の幅員12メートルから15メートルの県道から、敷地前面へと続く幅員9メートルの市道を通って、1.5トンから10トンの産業廃棄物運搬車両が1日約30台出入りする計画でございます。これは、現在の交通量と同じでございます。

作業時間は、日曜・祝日を除き、午前8時から午後6時でございます。

委員用図面を1枚めくっていただきまして、2ページを御覧ください。付近見取り図でございます。方位は同じく図面の上が北となっております。

緑色で囲まれた敷地が申請地です。グレーで色を塗っている建築物は工場・作業所でございます。申請地周囲は工場等が多く立地しております。西側隣接地は消防署、東側隣接地は店舗倉庫、南側隣接地はJ A直売所と板金の店舗で、西側には御笠川が流れております。図面には牛頸川と誤記をされておりますが、御笠川でございます。その川の反対側は住宅地となっております。関係地域としまして赤色で囲っている範囲は、福岡県産業廃

棄物処理施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する条例に基づき、住民説明会の対象となる範囲でございます。

住民説明会は1回開催しております、特に反対の意見は出ておりません。意見としまして、現時点では特に意見はないが、その後対応が必要になった場合はどうだというふうな意見に対しまして、そのときに対応をきちんとさせていただくという回答がなされております。

1枚めくっていただきまして、3ページを御覧ください。配置図でございます。

申請地は北側と南側で市道に接しており、北側の幅員9メートルの市道を車両の出入口として使用しております。敷地面積は3,941.27平米で、建築物は第1工場、第2工場、倉庫、事務所など6棟で、合計延べ床面積が2,244平米でございます。廃タイヤは、青い線で示しているルートで搬入・搬出されます。西側の第1工場内と東側の第2工場内に破砕機が設置されており、ここで破砕処理を行います。写真は既存の破砕機でございます。左側の破砕機1が改修を予定しているもので、老朽した刃を交換し、処理工程を一部追加することで、処理能力が4.8トンから17.8トンと増えることとなります。右側の破砕機は、廃棄物処理及び清掃に関する法律に基づく処理施設の設置許可を受けた破砕機で、処理能力が9.6トンありますが、現在は破砕機1が故障したときなどに限って使用しており、通常は使用しておりません。

今回、敷地境界4か所におきまして騒音・振動の調査を行い、それぞれ騒音規制法、振動規制法の規制基準であります65デシベル以下であることを確認しております、周辺地域の生活環境に影響を及ぼすことはないと考えております。

1枚めくっていただきまして、4ページを御覧ください。処理工程のフロー図でございます。

図の上、第1工場ですが、今回、大型タイヤだけではなく小さなタイヤについても、ビードワイヤ抜き取り工程、つまり、タイヤの内部に入っているワイヤを抜く工程を追加しまして、その後、切断機で切断をしてカットタイヤに、また、今回刃の交換を行う破砕機で破砕してチップタイヤに処理をいたします。

図の下、第2工場では、直接切断機で切断してカットタイヤに処理をします。カットタイヤとチップタイヤは、製紙工場やセメント工場に運ばれ、製紙工場では発電用ボイラーの燃料として、セメント工場では燃料及びセメントの原料として再利用されております。

当該施設は、廃タイヤを燃料や原材料として再利用するという循環型社会に寄与するも

のでありまして、当該申請地は準工業地域に位置し、土地利用計画上支障がなく、また、都市計画施設もないことから、当該施設が立地します大野城市からは、都市計画上支障のない旨の意見書が提出されております。

また、本事業計画は、今回、処理工程の追加及び破碎機の刃を交換する改修を行うことにより、処理能力が1日5トンを超えるものですが、処理量は現在と変更せず、また、廃棄物運搬車両台数も、現在と同じ台数を計画しております。以上より、施設から発生する騒音・振動は現在から増えることなく、それぞれ法で定められた基準を下回っております。

以上を踏まえまして、当該施設の敷地の位置につきましては、都市計画上支障のないものと判断し、本日の審議会にお諮りするものでございます。御審議のほど、よろしく願います。

(武居会長) ありがとうございます。ただ今の説明につきまして、何か御質問や御異議はございませんでしょうか。よろしいですか。

〔「なし」という声あり〕

(武居会長) では、御異議がないようでしたら、全会一致で御承認を頂いたこととしてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

(武居会長) ありがとうございます。それでは、そのように決めます。

本日の審議は以上ですが、ここで運営規則第8条の規定により、本審議会議事録の署名委員を指名させていただきます。議事録の署名は、2番の藤井委員と4番の原田委員にお願いをいたします。よろしくお願いいたします。

なお、次回審議会につきましては、後日、事務局から連絡をさせていただきますが、委員の皆様におかれましては、次回につきましても、是非、御出席くださいますようお願いいたします。

最後になりましたが、皆様、審議に御協力いただきましてありがとうございました。

それでは、これにて散会いたします。

午後 2時33分 閉会

以上のとおり、第226回福岡県都市計画審議会の内容に相違ないことを認めます。

会 長

議事録署名委員

議事録署名委員